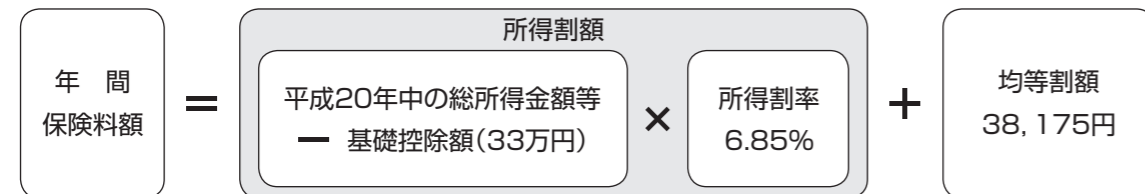


## 平成21年度 後期高齢者医療保険料額が確定

平成20年分の所得が確定したことにより、後期高齢者医療保険料の本算定を行いました。

### ●保険料の算出方法

保険料の額は、所得に応じて納めていただく「所得割額」と所得にかかわらずお一人おひとりに均等に納めていただく「均等割額」の合計額になります。平成21年度の保険料は、平成20年中の所得に基づいて計算します。



### ●保険料の納め方

年金から天引きさせていただく「特別徴収」と納付書や口座振替によってお納めいただく「普通徴収」の方法があります。年金天引きを中止し、口座振替による納付方法に変更される場合は申請が必要です。

## 8月1日から有効の新しい被保険者証をお送りします

新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で発送します。

### ●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

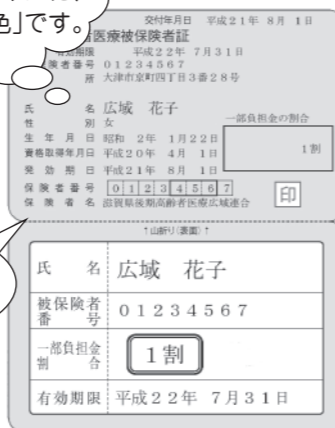
更新にともない、現在長寿医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。

### ●8月1日からは、今までの被保険者証は使えません

8月1日以降は、今までの被保険者証(白色)は使えませんのでご注意ください。(有効期限をお確かめください。)

新しいデザインに、色は「びわ色」です。

二つ折りにして使います



## 入院時の病院窓口でのお支払いの減額制度があります

### ●対象

長寿医療制度の被保険者の方で、平成21年度の住民税が世帯全員非課税の方

### ●減額制度を利用するには

入院時に、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示してください。

食事代が減額されたり、入院にかかる病院窓口でのお支払いの上限が限度額までとなります。

### ●申請するには

「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方は、①被保険者証 ②印鑑 をご持参のうえ、保険年金課か各支所へ申請をしてください。現在お持ちの方で、引き続き対象となる方には郵送でお送りします。

# 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

## 65歳以上の方の

# 平成21年度の介護保険料確定

平成21年度の市県民税と平成20年分の所得が確定したことにより、65歳以上の方の平成21年度介護保険料額本算定を行いました。

### 保険料の決め方

保険料の額は、本人の所得と市全体のサービスの利用状況や水準に応じて決まります。

甲賀市の基準額 月額 3,600円 (年額 43,200円)

所得に応じた負担という観点から次の表のような「所得段階保険料」の設定になります。

なお、介護従事者の処遇改善のための介護報酬引き上げ改定に伴う介護保険料の上昇分に対しては、急激な上昇を抑制するため、平成21年度は全額、平成22年度は半額が国の交付金で賄われ、保険料が軽減されます。

段階	対象者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市県民税非課税の場合	21,036円
第2段階	世帯全員が市県民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の場合	21,036円
第3段階	世帯全員が市県民税非課税で、第2段階に該当しない場合	31,548円
第4段階	世帯の誰かに市県民税が課税されているが、本人は市県民税非課税の場合	42,072円
第5段階	本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の場合	47,532円
第6段階	本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の場合	52,584円
第7段階	本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合	63,108円
第8段階	本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の場合	71,520円
第9段階	本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の場合	84,144円

### 保険料の納め方

特別徴収	老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金の額が年間18万円以上の人は、年金から天引きされます。
普通徴収	特別徴収とならない人は、納付書で納めます。(口座振替もできます。) また、年度途中で65歳になられた人や転入された人も同様です。

### 口座振替 普通徴収の方は口座振替が便利です。

口座振替依頼書	市内金融機関・ゆうちょ銀行・市民窓口センター・各支所に備え付けています。必要事項を記入・押印のうえ金融機関・ゆうちょ銀行に提出してください。
口座登録	口座振替依頼書の提出後、金融機関等からの連絡により口座登録をします。口座登録は、口座振替廃止届の提出により廃止されます。廃止届の提出がない口座は、有効(登録)状態となっています。

### 介護保険料を納めないでいると

1年以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分(9割)が支払われます。
1年6ヵ月以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。
2年以上滞納すると	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

